

## 令和 2 年度 精神保健福祉促進の会運営補助金

評価表 NO.

13

所管部課名	市民福祉部 障害・社会福祉課	担当者	福永					
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	薩摩川内市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和2年度 予算額	100千円	国県支出金 千円	一般財源 100千円					
			その他 千円					
			その他の内容					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	研修会及び交流会等実施事業の開催数	15	令和7年度					
成果指標②	研修会及び交流会等実施事業の参加者数	200	令和7年度					
補助対象者	薩摩川内市精神保健福祉促進の会							
補助対象経費	組織の運営に要する経費 家族会開催に係る経費及びスポーツ大会等実施事業に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨）以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	389,675	74.7%	285,033	67.6%	282,651	62.6%
		会費収入	62,000	11.9%	58,000	13.8%	81,500	18.1%
		事業収入		0.0%	0	0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	327,675	62.8%	227,033	53.9%	201,151	44.6%
		市補助金	100,000	19.2%	100,000	23.7%	100,000	22.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	31,753	6.1%	36,448	8.6%	68,866	15.3%
	計	521,428	100.0%	421,481	100.0%	451,517	100.0%	
	支出	事業費	293,866	56.4%	243,579	57.8%	191,885	42.5%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	138,714	26.6%	79,986	19.0%	109,060	24.2%
		負担金	52,400	10.0%	29,050	6.9%	64,642	14.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	36,448	7.0%	68,866	16.3%	85,930	19.0%
計	521,428	100.0%	421,481	100.0%	451,517	100.0%		
支出計/前年度支出計			80.8%		107.1%			
自己資金/前年度自己資金			73.1%		99.2%			
翌年度繰越金/市補助金	36.4%		68.9%		85.9%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	20		16		16			
成果指標の推移②	376		328		183			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度評価「現状のまま継続」 類似団体との整理・統合が課題であるので、各団体と調整し、整理・統合を検討されたい</p> <p>【前回評価への回答】 活動内容が精神障害者とその家族を支援することを目的としており、他団体との統合はできない</p> <p>【事業のPR方法】</p> <p>【費用対効果】</p> <p>【補助事業以外の事業】</p> <p>【その他】</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	精神障害者やその家族の住み慣れた地域での自立支援に向けた支援に寄与している
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	精神障害者当事者の自立に向けて活動している団体への支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	積極的に自主活動を実施し、精神障害者の自立支援を支えている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	関係団体が直接支援することで、精神障害者とその家族により適切な事業が実施できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	自主財源の確保に努めているが、団体の基盤が脆弱なため、運営補助金の交付が最も妥当な施策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は事業費の2/3であり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 会員の確保や自主財源の確保に努められているが、会の運営には継続した支援が必要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

## 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）及び薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 99 号）第 2 条の表に掲げる薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金に係る補助事業等は、精神障害者等の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬，食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 家族会開催に係る経費及びスポーツ大会等実施事業に要する経費（食糧費を除く。）

2 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の額は、前項に定める経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の交付を受けようとするときは、規則第 5 条に基づき、毎年 6 月 30 日までに市長に提出する。

2 規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の交付の基準)

第 5 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと思われ  
る場合

(実績報告)

第 6 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の交付の請求)

第 7 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の確定通知書を受理したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとするときは、規則第 1 8 条に基づき市長に請求しなければならない。

(効果の測定)

第 8 条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、研修会及び交流会等実施事業の開催数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 補助事業者である薩摩川内市精神保健福祉促進の会は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。